資　料　編

1. 加茂市内の施設等一覧（令和5年度末の状況）

施　設　名	区　分	サービス等の内容等
いんくる加茂福祉相談センター	指定一般相談支援事業所 指定特定相談支援事業所 指定障がい児相談支援事業	相談支援
特定相談支援事業所 平成園	指定特定相談支援事業所	相談支援
障害者支援施設 第二平成園	障がい者支援施設	生活介護 施設入所支援 短期入所
いんくる加茂	グループホーム	共同生活援助
ドッグテラス	グループホーム	共同生活援助
I WORKS（アイ ワークス）	障がい福祉サービス提供事業所	就労継続支援 A 型 就労継続支援 B 型
Sprite（スプライト）	障がい福祉サービス提供事業所	就労継続支援 B 型
ファンフューチャー	障がい福祉サービス提供事業所	就労継続支援 B 型
雪椿の舎	障がい福祉サービス提供事業所	就労継続支援 B 型 生活介護
デイサービスセンター 第二平成園	基準該当障がい福祉サービス提供事業所	生活介護 （デイサービス）
デイサービスセンター 第三平成園	基準該当障がい福祉サービス提供事業所	生活介護 （デイサービス）
SOMPO ケア 加茂	居宅介護事業所	居宅介護 同行援護
ヘルパーステーション加茂	居宅介護事業所	居宅介護 同行援護
放課後等デイサービス事業所 わくわくクラブ	障がい児通所支援事業所	放課後等デイサービス
放課後等デイサービス事業所 ピース	障がい児通所支援事業所	放課後等デイサービス
放課後等デイサービス事業所 ピース カラーズ	障がい児通所支援事業所	放課後等デイサービス
加茂市やまびこ作業所	地域活動支援センター	通所作業訓練所

2. 第7期加茂市障がい者計画等の策定体制について

本計画の策定体制については、加茂市健康福祉課を事務局とし、市が行う基本相談及びアンケート調査等において把握した利用者等の意見、関係機関等からの意見を反映して作成したものです。

【関係機関からの意見聴取】
令和5年度 第3回加茂市自立支援協議会　令和6年2月28日(水)午後1時30分／於 加茂市役所
【加茂市自立支援協議会 委員名簿】　（敬称略）

	氏名	団体(所属)	職名	委員区分
会　長	石本　勝見	新潟県立大学	名誉教授	医療関係者・有識者・学識経験者
副会長	佐藤　健一	加茂商工会議所	専務理事	教育・雇用関係機関
委　員	渡辺　敏行	障害者支援施設 第二平成園 社会福祉法人 加茂福祉会	施設長	障がい福祉ｻｰﾋﾞｽ事業者等
委　員	名古屋　利夫	障がい福祉サービス事業所 雪椿の舎 加茂市手をつなぐ育成会	施設長	障がい福祉ｻｰﾋﾞｽ事業者等
委　員	渡辺　慎吾	障がい福祉サービス事業所　Sprite 株式会社　Sprite	代表取締役社長	障がい福祉ｻｰﾋﾞｽ事業者等
委　員	大堀　正幸	共同生活援助事業所　いんくる加茂 株式会社　いんくる	会　長	障がい福祉ｻｰﾋﾞｽ事業者等
委　員	大竹　由美	居宅介護事業所　SOMPO ケア加茂 SOMPO ケア株式会社	管理者	障がい福祉ｻｰﾋﾞｽ事業者等
委　員	捧　泰輔	放課後等デイサービス事業所 わくわくクラブ 特定非営利活動法人わくわくクラブ	管理者	障がい福祉ｻｰﾋﾞｽ事業者等
委　員	関　達司	加茂市身体障害者福祉協会	会　長	障がい福祉関係団体
委　員	青木　泰子	加茂地区手をつなぐ育成会	会　長	障がい福祉関係団体
委　員	小日向　榮一	加茂市家族会	会　長	障がい福祉関係団体
委　員	村山　武男	新潟県三条地域振興局 健康福祉環境部　地域福祉課	課　長	保健・福祉関係者
委　員	久我　三栄	加茂市民生委員・児童委員協議会	会　長	地域福祉団体
委　員	髙橋　悦子	加茂市社会福祉協議会	会　長	地域福祉団体
委　員	長場　章	加茂市医師会	会　長	医療関係者・有識者・学識経験者
委　員	車谷　容子	加茂市医師会 加茂・田上在宅医療推進センター	コーディネーター	医療関係者・有識者・学識経験者

3. 加茂市自立支援協議会について

(1) 加茂市自立支援協議会設置要綱

(趣旨)

第1条　この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3の規定に基づき、同条の協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2　協議会は、地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場とするとともに、障がい者計画及び障がい福祉計画の策定または変更並びに障がい福祉施策の総合的かつ計画的な推進について市長の求めに応じ意見を述べるものとする。

(協議事項)

第2条　協議会は、次に掲げる事項について協議、調整等を行う。

(1)　相談支援事業の運営評価に関すること。
(2)　困難事例への対応の在り方に関する協議及び調整に関すること。
(3)　地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
(4)　地域生活支援拠点に関すること。
(5)　地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
(6)　障がい者計画及び障がい福祉計画の評価及び見直しに関すること。
(7)　障がいを理由とする差別の解消に関すること。
(8)　前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めた事項。

(組織)

第3条　協議会の全体会を構成する委員は、別表第1に掲げる団体もしくは事業者等をもって市長が委嘱する。

2　協議会には専門部会等を置き、実務担当者及びその他の必要な関係者でこれを構成する。

(任期)

第4条　全体会の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条　全体会に会長及び副会長各を置き、委員の互選により定める。

2　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第6条　全体会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。
2　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
3　会長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、または必要な資料の提供を求めることができる。
4　専門部会等は協議会に付すべき事項等について検討を行うために適宜開催するものとし、会長が招集し、会議の進行者は参集者から互選する。

（守秘義務）
第7条　協議会の関係者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）
第8条　協議会の事務局は、加茂市健康福祉課内に置き、協議会の庶務を処理する。

（その他）
第9条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付　則
（施行期日）
1　この要綱は、令和3年2月1日から施行する。
（召集の特例）
2　この要綱の施行の日以降、最初に開催する会議は、第6条の規定に関わらず、市長が招集する。

付　則
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付　則
この要綱は、令和6年2月28日から施行する。

別表１

委員区分	団体もしくは事業者等
障がい福祉サービス事業者等	障がい者支援施設・障がい福祉サービス事業者
障がい福祉関係団体	
保健・福祉関係者	新潟県三条地域振興局 健康福祉環境部
教育・雇用関係機関	加茂商工会議所
地域福祉団体	加茂市民生委員・児童委員協議会 加茂市社会福祉協議会
医療関係者・学識経験者・ 有識者	

（2）組織図

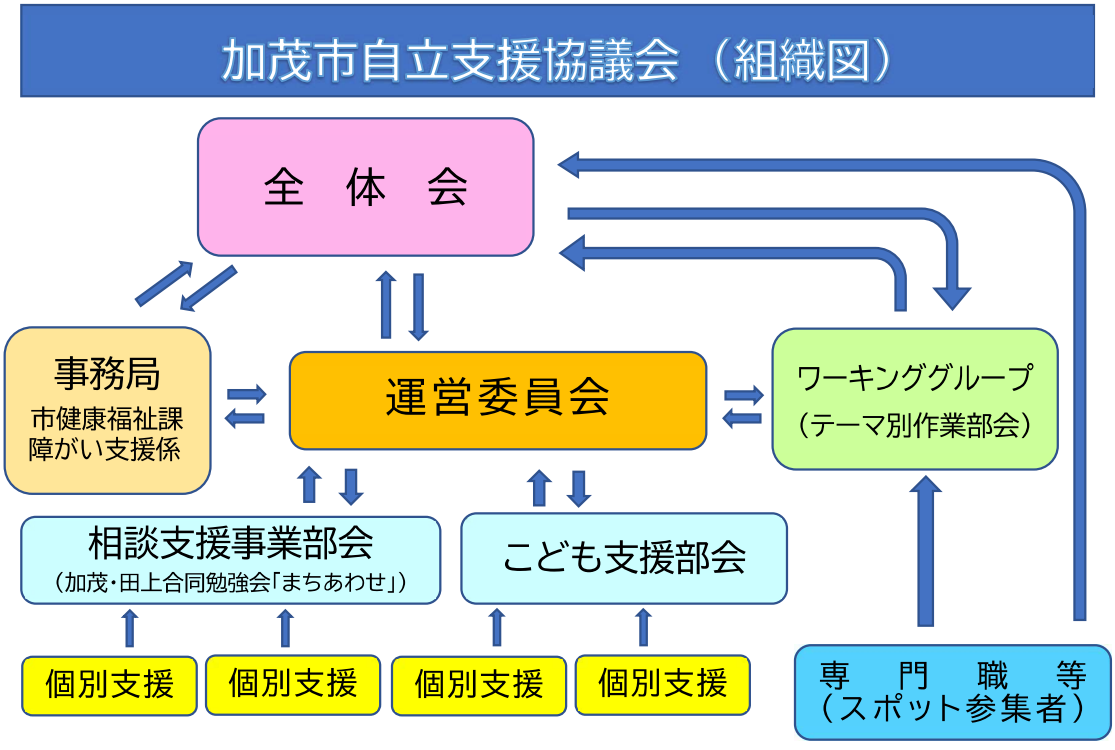

4. 障がいのある人を対象としたアンケート調査結果について

（1）調査の概要

調査目的

令和6年度を初年度とする「第7期加茂市障がい福祉計画等」を策定するため障がいのある人を対象としたアンケート調査を実施し、計画の基礎資料としました。

調査内容

- 調査月：令和5年9月
- 調査基準日：令和5年9月1日
- 調査対象者：手帳をお持ちの人、障がい福祉サービス等を利用している人の総数 1,577 人の半数 790 人（50%）を無作為抽出
- 調査項目：「基本属性」、「障がいの種別」、「生活の場」、「外出」、「就労」、「障がい福祉サービスの利用状況」等
- 回収方法：郵送による配布・回収

回収結果

配布数	790 件
回収数（回収率）	455 件（57.6%）
有効回答数	455 件

調査結果の見方

① 回答の比率は、全て小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。したがって、回答者比率の合計が 100.0%にならない場合があります。

② 回答の比率（%）は、その設問の回答者数を基数として算出しました。したがって、複数回答の設問については、全ての回答比率の合計が 100.0%を超えることがあります。

※ アンケート調査は、「障がい福祉サービス等の一覧と解説」（本冊子15ページに掲載）を別紙として同封して実施しました。

※ 本冊子では、調査の一部について掲載を省略しています。全編は、市ホームページで閲覧いただけます。（スマートフォンで右の二次元コードを読み込むと該当のページにアクセスできます。）

（2）アンケート結果の概要

＜ 基本属性について ＞

問1.　お答えいただくのは、どなたですか

「ご本人が記入」が 58.2%となっています。

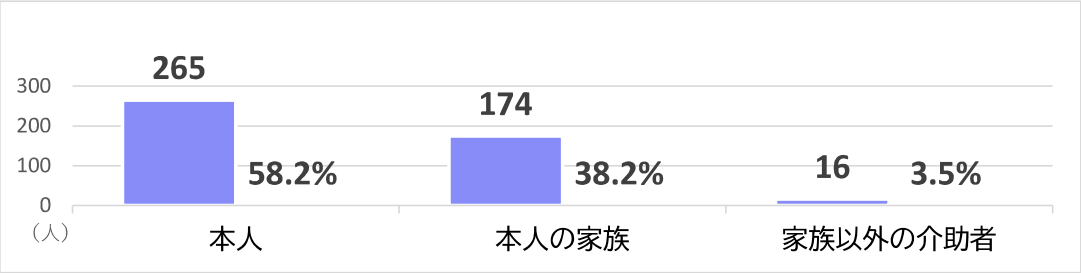

問2.　性自認（性別）をお答えください。

回答者の性自認（性別）については、「男性」が 50. 8%、「女性」が 39. 8%となっています。

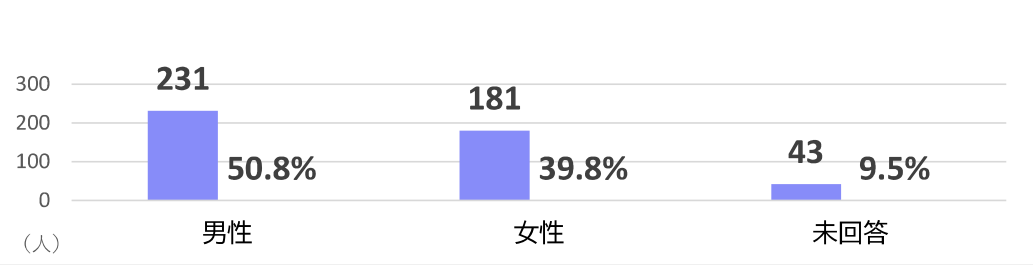

問 2－②. 年齢層を選択してください。

「70 代以上」が最も多く 34. 5%、つづいて「60 代」が 14. 3%となっています。

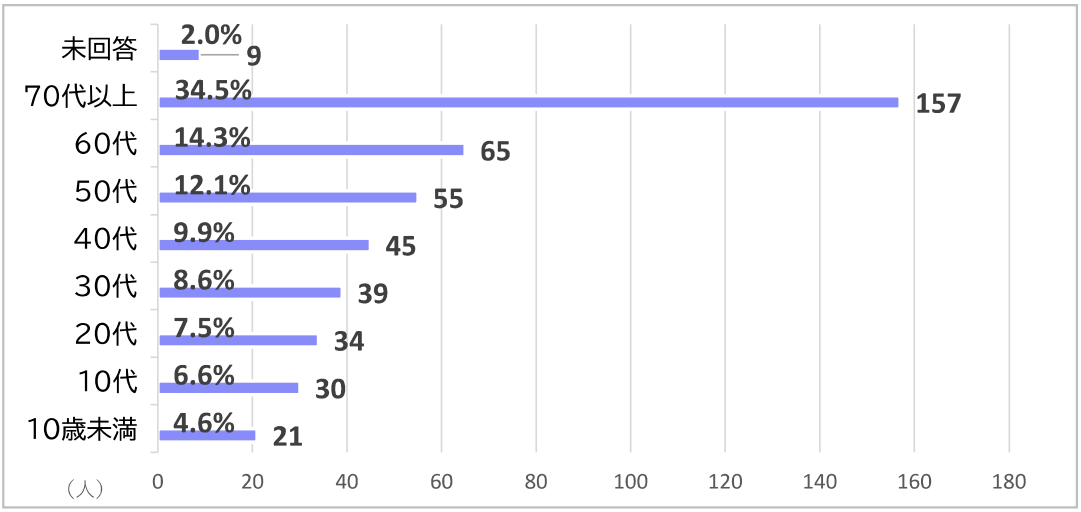

問3．あなたの障がい種別は次のうちどれですか。

「肢体不自由」が 22．3%、「知的障がい」が 22．1%と最も高くなっています。

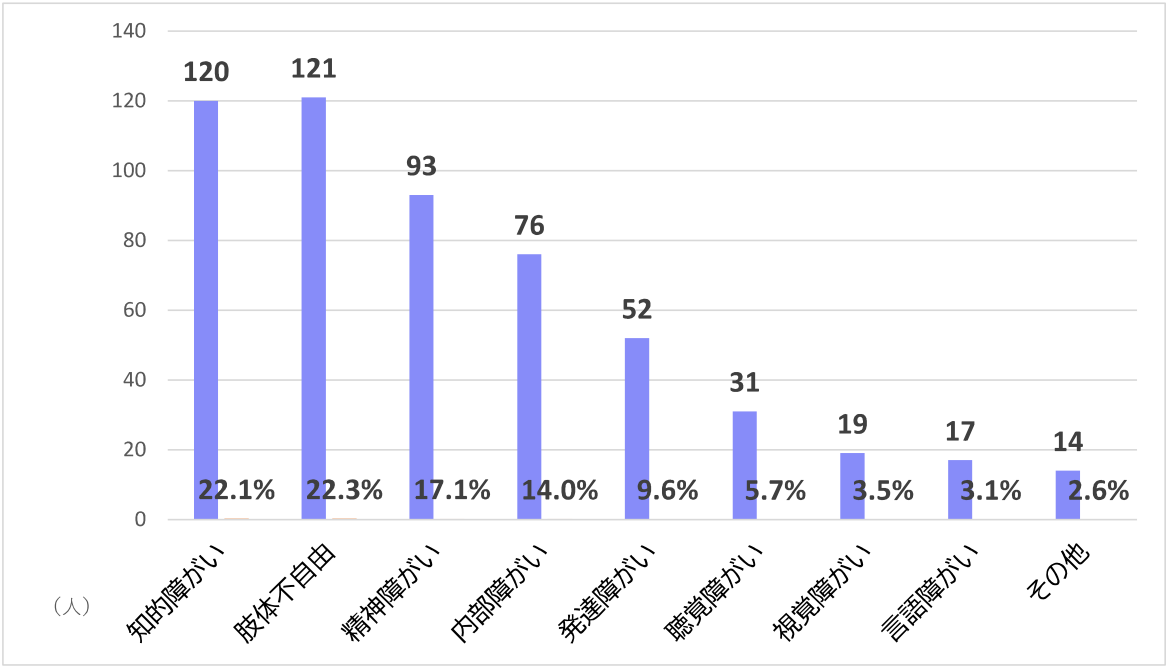

＜ 生活の場について ＞

問4．いま、あなたは誰と暮らしていますか 。

「家族」と回答した方が最も多く 347 人（76.3%）となっています。

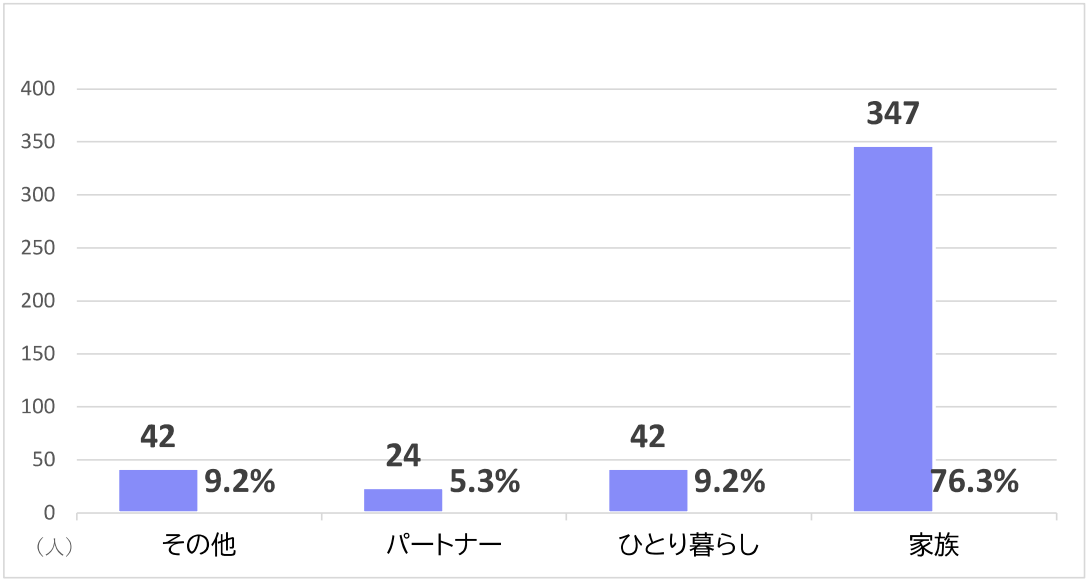

問5．今後、あなたは誰と暮らしたいと思いますか 。

「家族」と回答した方が最も多く 328 人(72.1%)となっていますが、問4と比較すると「パートナー」や「一人暮らし」と回答した方が増えています。

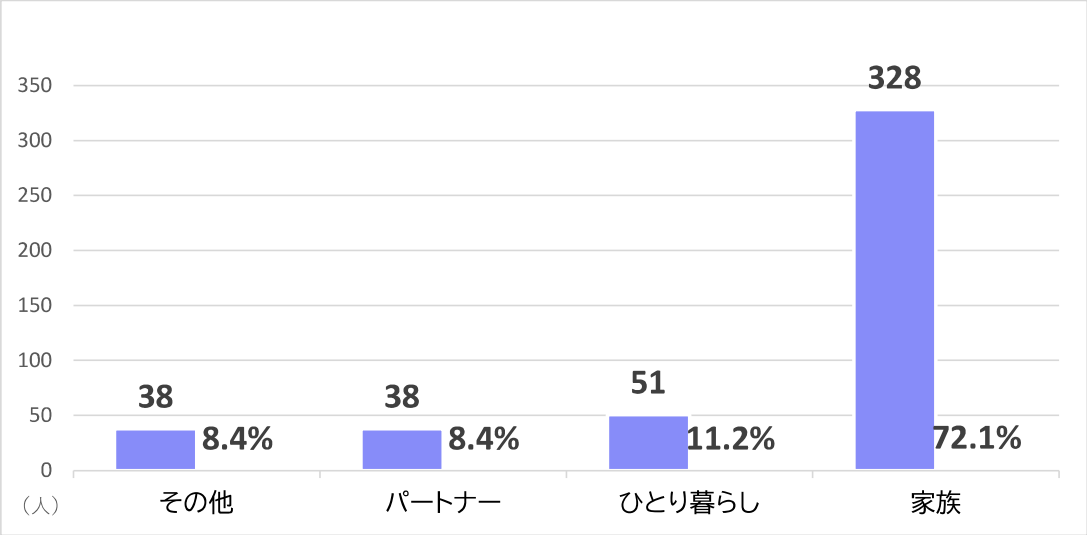

問6．いま、あなたはどこで暮らしていますか。

「実家」と回答した方が最も多く 367 人(80.7%)となっています。

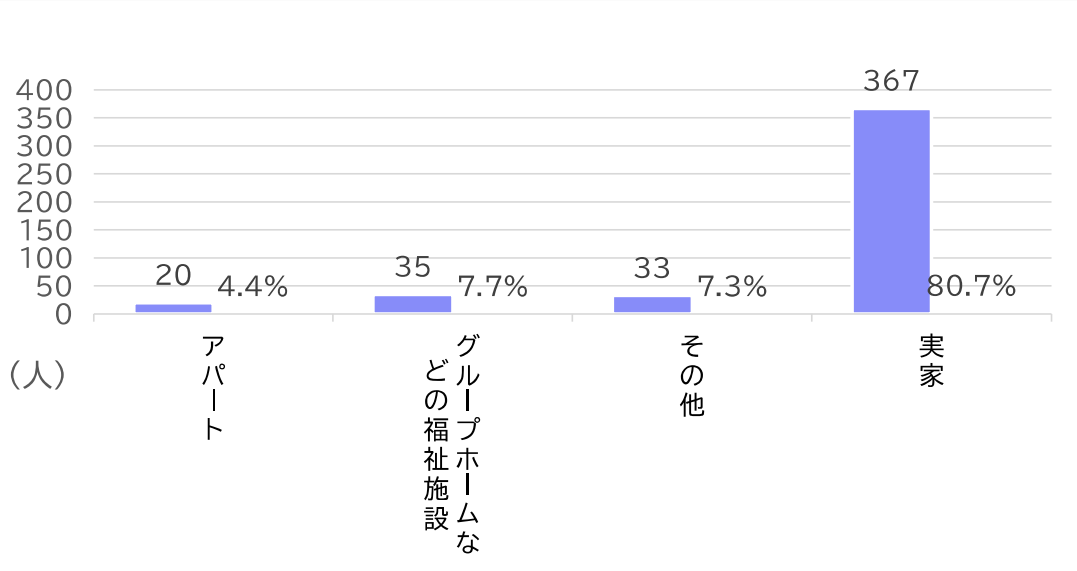

問7.　今後、あなたはどこで暮らしたいと思いますか。

「実家」と回答した方が最も多く 342 人(75.2%)となっていますが、問6と比較すると「アパート」や「グループホームなどの福祉施設」と回答した方が増えています。

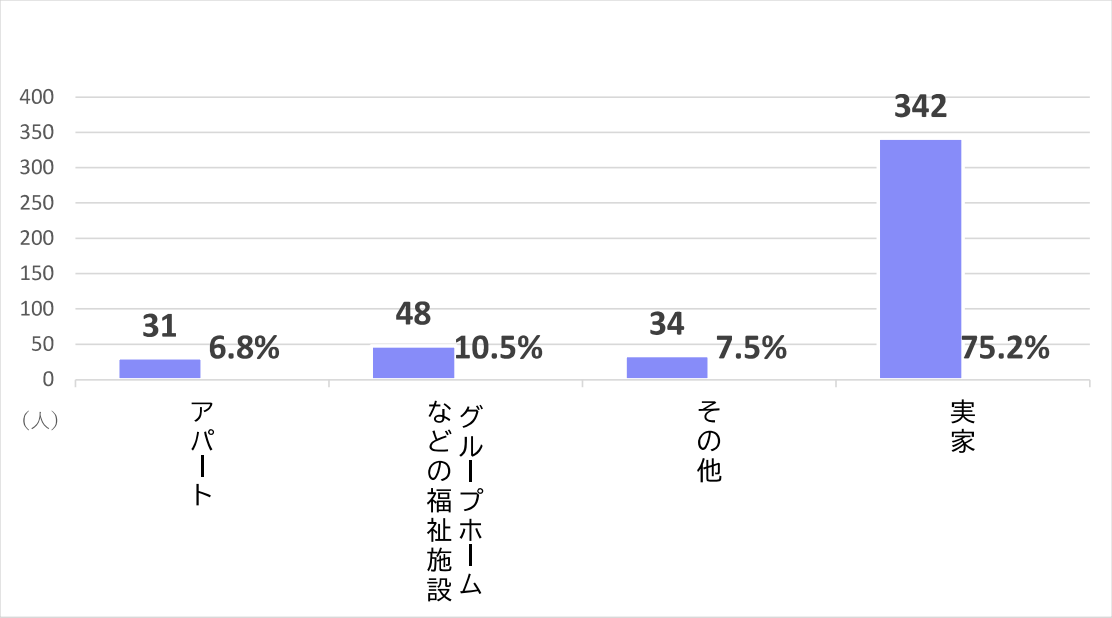

＜ 外出について ＞

問8.　あなたは1週間に、どの程度、外出しますか 。

「毎日」との回答が最も多く 194 人(42.6%)となっていますが、「めったに外出しない」または「まったく外出しない」と回答した方は合わせて111人(24. 4%)となっています。

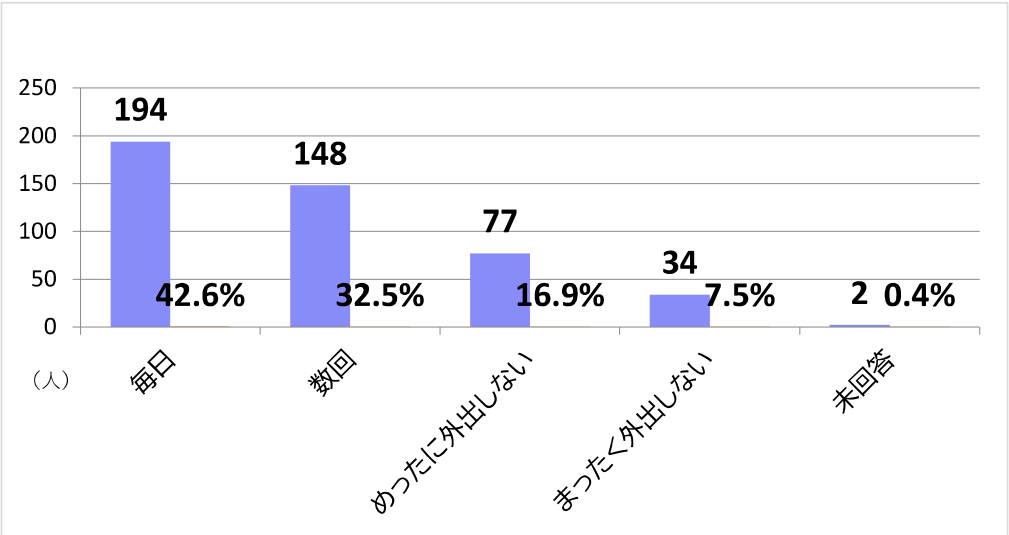

問9．あなたは、どのような目的で外出することが多いですか 。

「通勤・通学・通所」との回答が最も多くは 178 人（39.1%）となっていますが、余暇活動に関連する目的での外出は極めて少数となっています。

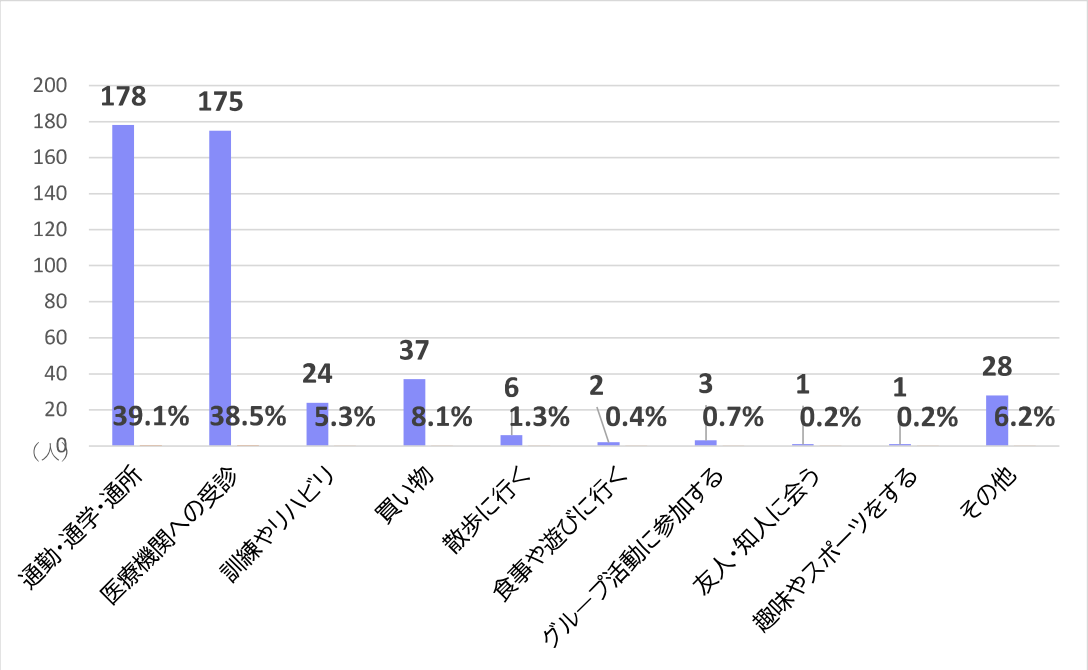

問10．あなたが外出する際、主に誰と出かけますか。

「子ども」との回答が最も多く 189 人（32.7%）となっていますが、「一人」と回答した方も166人（28. 7%）となっています。

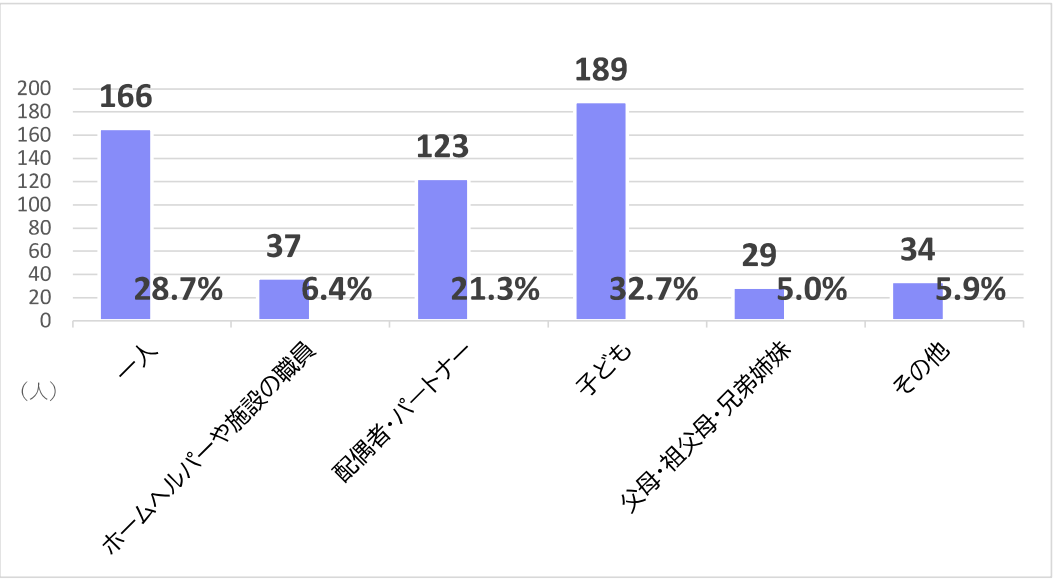

問11. あなたは外出するときに、困っていますか 。

「はい」との回答した方は151人（33%）となっています。

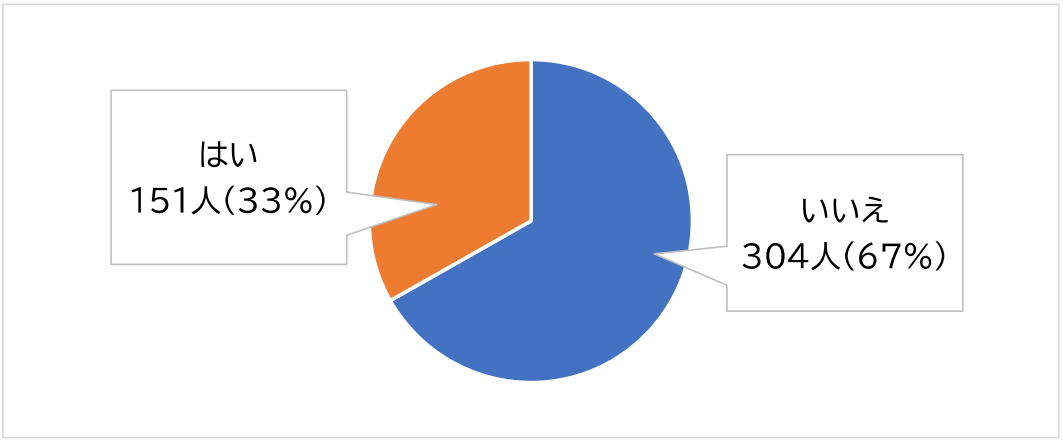

問12. あなたが外出するときに困ることは何ですか。

選択肢より回答いただいた中では「自分ひとりでは、交通機関の使い方がわからない」「困ったときに、どうすればいいのか心配」という回答が多く、それぞれ55人（8%）となっています。ほかは回答が分散していることから、外出の際の困り事は多岐に渡ることが推測されます。

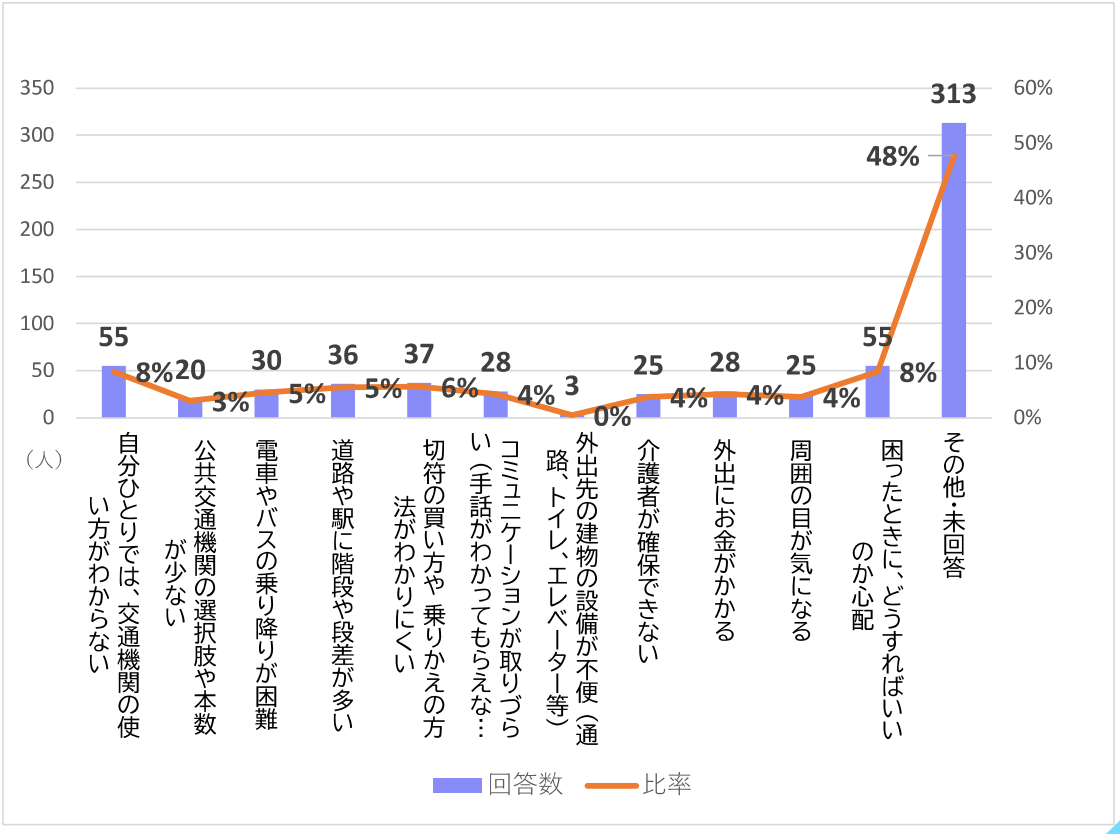

（問12）「その他」の回答について

- 市民バスが有料化したことで外出の頻度が激減した
- 障がい者駐車スペースが少ない
- 車が無いと外出出来ない
- 値段が分からない ／ 支払いで困ることがある
- 相手の話が聞き取りにくい、早口や小声、滑舌が悪いなどの言葉がはっきり聞こえないので相手に何度も話してもらうのが苦痛です
- 寝たきり ／ 歩行困難 ／ 自力で長時間歩けない ／ 道路や歩道がでこぼこで転ぶ
- 1 人では外出しない ／ できない
- 介助者の体調不良時どうすればいいのか不安
- 外出に対する不安が強すぎて必要な外出でも滅多にできない
- 大きな音が苦手
- 人と一緒になるのが嫌。人が気持ち悪いと思っているため
- 待つことができない。外食、病院、買い物は待つ時間が長いため、利用できない時がある。また、理解がない病院が多く、待ち時間などの配慮がなく、心無い言葉をいう病院もあるため、行ける病院が限られる。

問13.　あなたは、日中、主にどのように過ごしていますか。

「自宅で過ごしている（家事手伝いを含む）」という回答が最も多く149人（32.7%）、続いて、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」という回答が 80 人（17.6%）となっています。一方で大学や専門学校、職業訓練校などの高校卒業後の進学は極端に低い割合となっています。

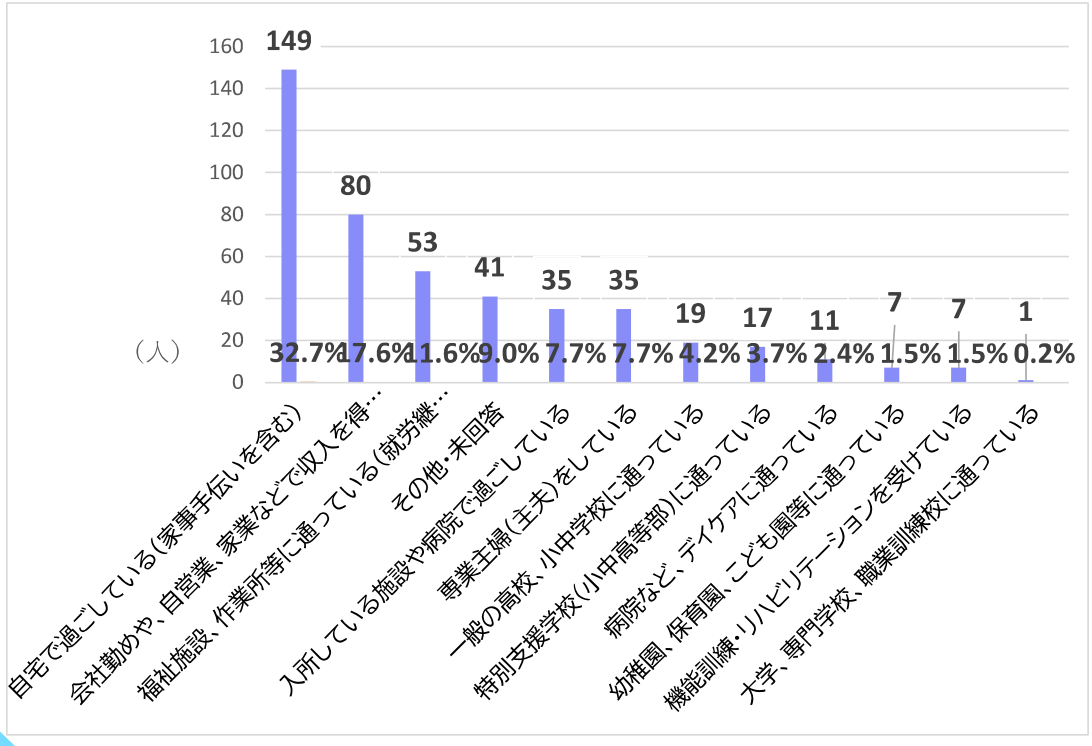

＜ 就労について ＞

問14. あなたは、今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。（現在、収入を得る仕事をしていない 18～64 歳が対象）

回答された中では「したい」が65人（14%）、「したいと思わない」が49人（11%）と、仕事をしたいと思っている方が上回っています。（未回答 67%）

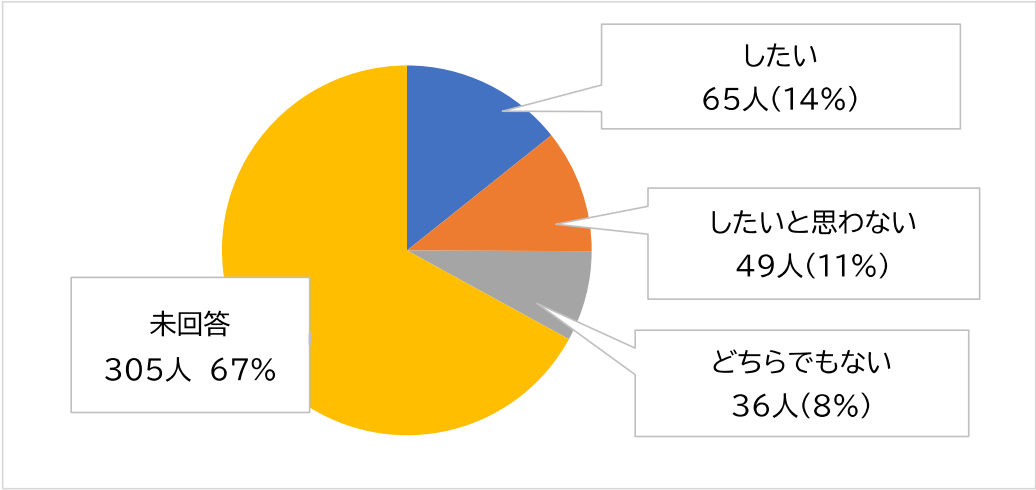

問15. 問 14 の理由について。（現在、収入を得る仕事をしていない 18～64 歳が対象）

回答された中では「収入を得て自立したい」が30人（6.6%）、となっています。（未回答 85.5%）

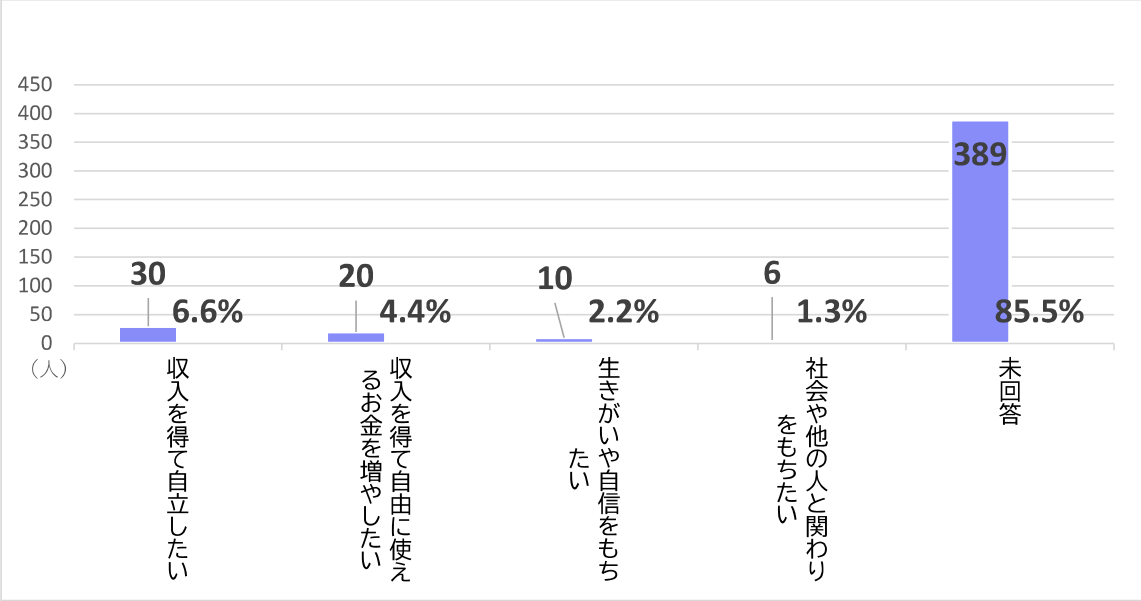

問16. 収入を得る仕事をするために、職業訓練などを受けたいと思いますか。(現在、収入を得る仕事をしていない 18～64 歳が対象)

回答された中では「受けたい」が32人(7%)、「受けたくない、受ける必要はない」が25人(6%)と仕事をしたいと思っている方が上回っています。(未回答 67%)

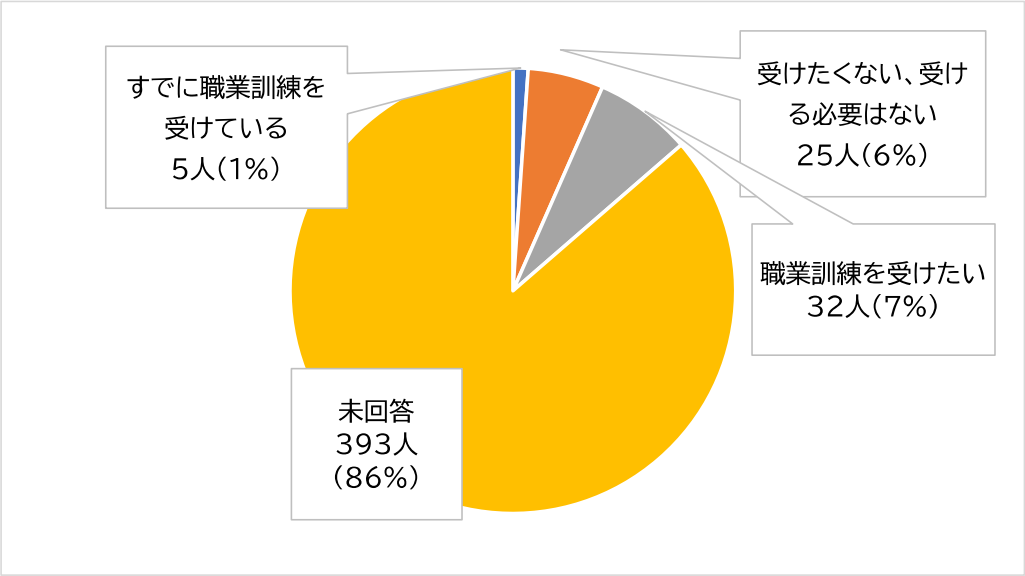

問17.　仕事について不安に感じることは何ですか。

「職員や同僚との関係（自分がどう見られているのか、溶け込めるのか等）」が95人(20.9%)となっています。(その他・未回答 60.0%)

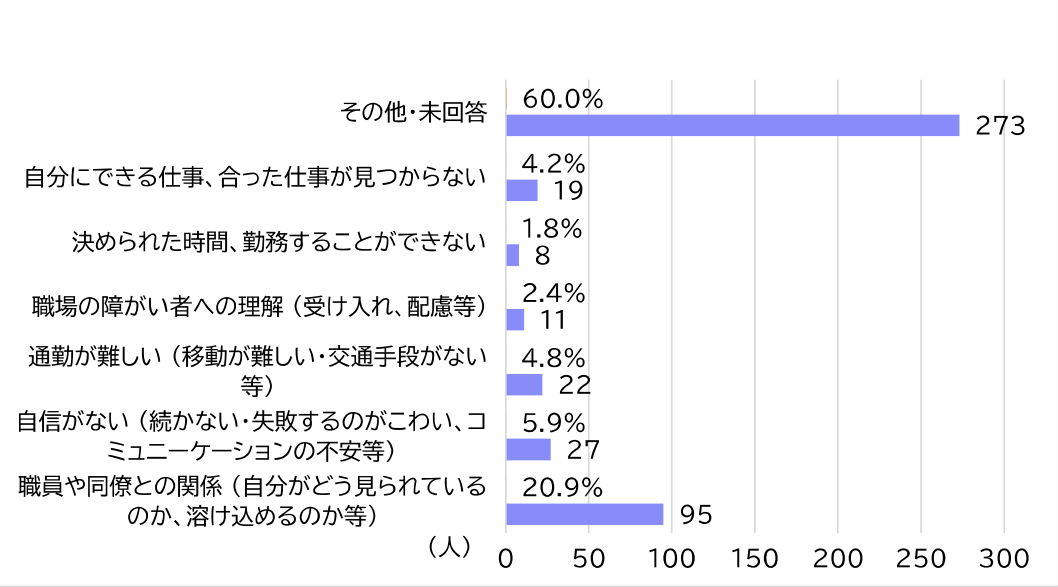

（問17）「その他」の回答について

- 耳がきこえない
- 乗合タクシーの予約がとれない
- 今のところ順調に仕事できています
- まだ子供が小さいので就労について想像できません
- 体調が不安定なこと
- 身体的にきつい時がある
- 体調不良時の休職・収入などへの不安
- 体調が安定していないので行ける日といけない日が出てくると思う
- 仕事にもどることとで今までにうつ病が重くなった事があり、その時は本当に苦しくて、家族にもとても迷惑をかけたので。今は動けるくらいまでになったので
- 療養後の体力
- 仕事をしていないし、今後もする気持ちがないため不安は無し
- 子供の支援にあわせなきゃで思うように働けない
- そもそも意欲がない
- 無職（後期高齢者のため）

問18.　障がい者の就労支援には、どのようなことが必要だと思いますか

「職場の人の障がい者への理解と、人としての対等な関係性」という回答が最も多く 168人（57.9%）となっているほか、「体調にあわせて勤務時間や日数を変更できること」という回答も158人（54. 5%）とほぼ同じ割合となっています。

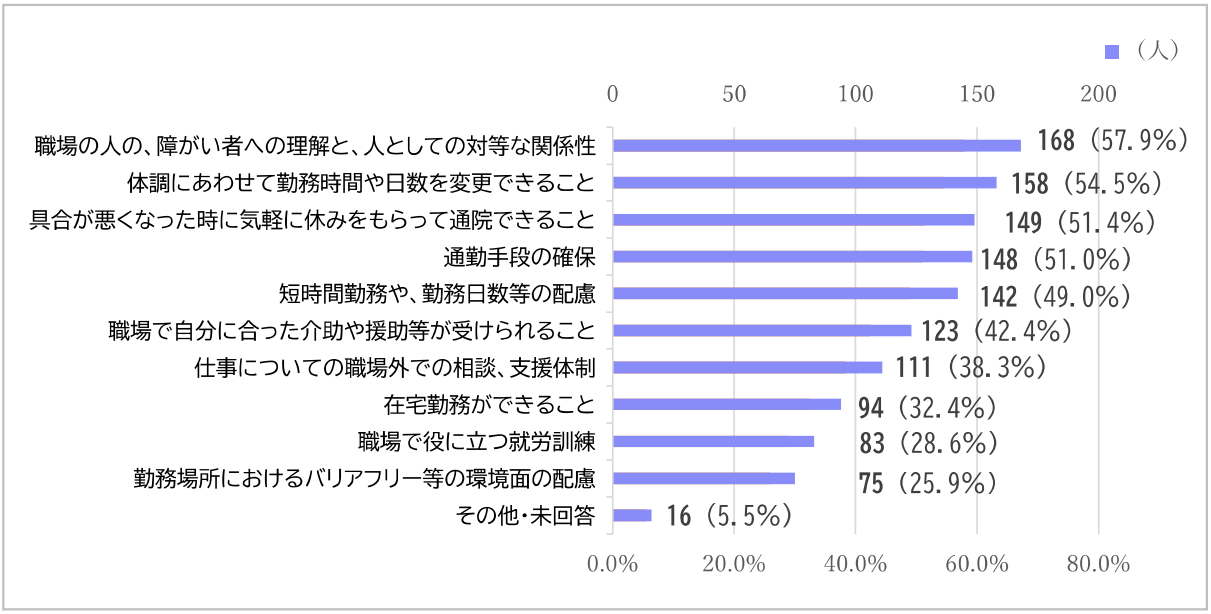

＜ 障がい福祉サービスの利用について ＞

問19．現在、利用中のサービスについて、今後3年以内の利用予定にあてはまると思うものに、それぞれ1つだけ選んでください

※「利用しているサービスがある」と回答した143人（31.4％）のうち、今後3年以内のサービス利用予定に増減があると回答した人の回答。

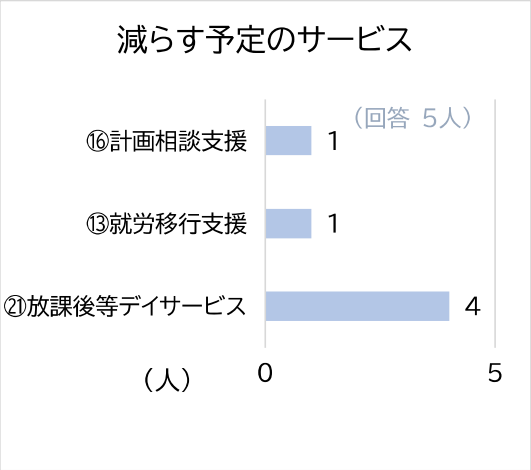

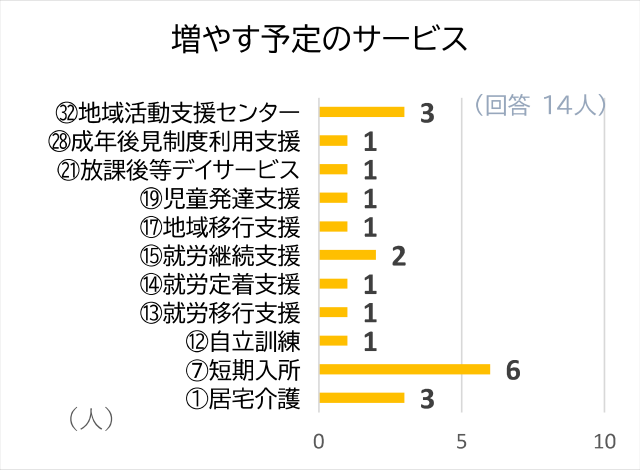

問20. 障がい福祉サービスを利用している方で、今後3年以内に、必要になるかもしれないと思うサービスがある場合は、1つまたは2つまで、サービスの番号をご記入ください

（別紙「障がい福祉サービス一覧と解説」にある①～㉝のサービスについて、回答の多い順に結果を表示しています。）

サービス種別	件数	サービス種別	件数
⑦ 短期入所	15	⑭ 就労定着支援	3
⑮ 就労継続支援	14	⑩ 自立生活援助	2
㉗ 基本相談支援	11	⑰ 地域移行支援	2
① 居宅介護	10	⑱ 地域定着支援	2
㉚ 移動支援	8	⑲ 児童発達支援	2
⑨ 生活介護	7	㉜ 地域活動支援センター	2
⑥ 施設入所支援	6	㉝ 訪問入浴	2
㉘ 成年後見制度利用支援	6	② 重度訪問介護	1
⑳ 医療型児童発達支援	5	③ 同行援護	1
㉑ 放課後等デイサービス	5	④ 行動援護	1
⑪ 共同生活援助	4	⑤ 重度障害者包括支援	1
⑫ 自立訓練	4	⑯ 計画相談支援	1
⑬ 就労移行支援	4		
㉙ 日常生活用具給付	4		

問21.　障がい福祉サービスを利用していない方で、サービスを利用していない理由をお聞かせください。

問19で「利用しているサービスがない」と回答した312人（68.2%）のうち、「必要がないから」が132人（60.0%）と最も多い一方で、「利用したいサービスがないから」と回答した方15人（6. 8%）、また、「どのようなサービスがあるのか、わからないから」や「サービスの利用について、どこに相談したらよいかわからないから」と回答した方は、あわせて68人（30. 9%）でした。障がい福祉サービスや相談窓口について、一層の周知が求められていることがわかりました。

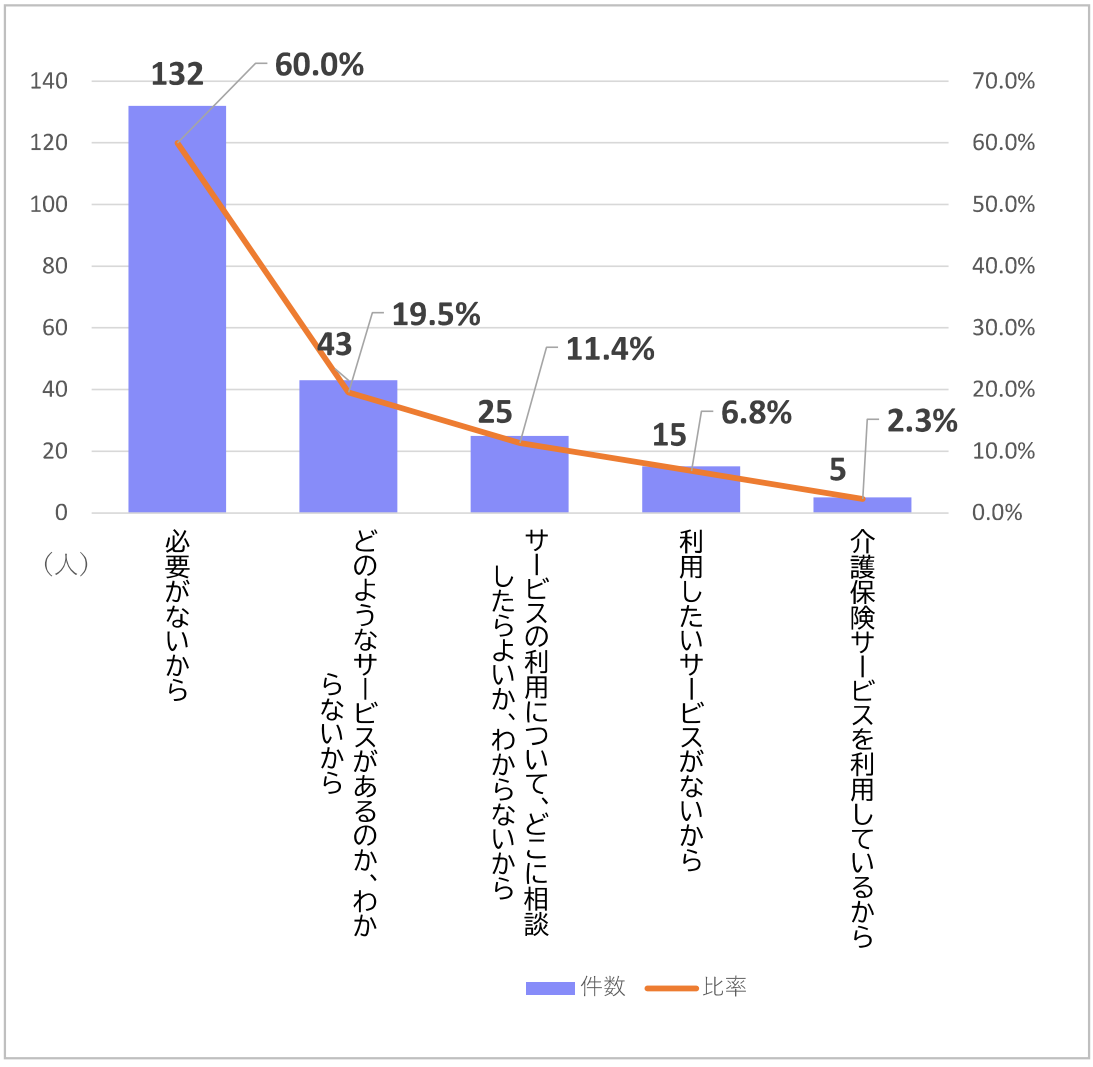

問22.　利用してみたい、または、今後3年以内に必要になるかもしれないサービスがある場合、番号をご記入ください（障がい福祉サービス未利用の方）

（別紙「障がい福祉サービス一覧と解説」にある①～㉝のサービスについて、回答の多い順に結果を表示しています。）

サービス種別	件数	サービス種別	件数
㉗ 基本相談支援	24	⑭ 就労定着支援	5
① 居宅介護	23	㉑ 放課後等デイサービス	4
⑦ 短期入所	15	㉛ 日中一時支援	4
⑮ 就労継続支援	11	㉜ 地域活動支援センター	4
⑩ 自立生活援助	9	⑥ 施設入所支援	3
㉙ 日常生活用具給付	9	⑪ 共同生活援助	3
⑫ 自立訓練	8	③ 同行援護	2
⑬ 就労移行支援	8	⑯ 計画相談支援	2
㉘ 成年後見制度利用支援	8	⑰ 地域移行支援	2
④ 行動援護	7	㉚ 移動支援	2
⑨ 生活介護	6	⑲ 児童発達支援	1
⑱ 地域定着支援	5	㉒ 障がい児相談支援	1

問23. 利用したい、または、利用しているが不便に感じるなど、制度やきまりを改善してほしいと思う障がい福祉サービスがある場合、お答えください。

回答した205人（45.0%）のうち、「ある」が38人（18.5%）となっています。

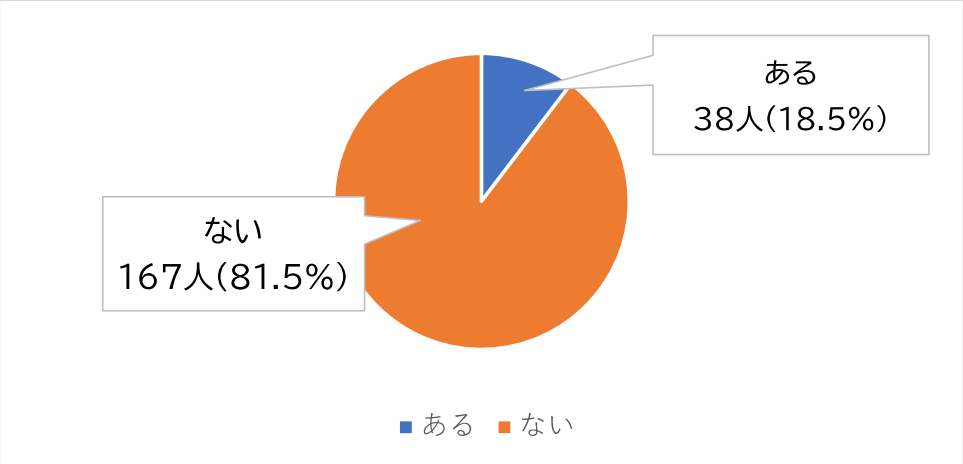

（問 23）あると回答した人からの「改善案」について

社会資源・制度など

- 現在、加茂・田上地域での受け皿が少なすぎる（三条市の施設を利用している）
- 重度障害でも受け入れ可能になってほしい
- 障害に応じて手厚い支援を受けられる施設が欲しい
- 一人暮らしの支援として加茂市も行なってもらいたい
- 病院との関係があるのか
- 市町村によって対象者が異なるので困る
- 公費負担割合の増
- 一日中、施設にサービス職員が常勤する
- 何か問題が起きた際の保護団体があれば良い
- 具体的にどのようなことを行っているのかよくわからない。もう少しPRがあると安心。本来の目的に沿った援助が行われているのか心配とも思う

短期入所

- サービスの時間の延長、サービス提供者が家族や同居人という目線で見てほしい（現状は決められた範囲内でのサービスのみ）
- 現在市外の施設を利用しているが「近くで」利用したい
- 家族が面倒見れないときに預けたいのに施設が少なく市にない
- 金、土日にショートが使えない
- 週に4日利用させてもらっているが、お風呂は利用できませんと言われて断られている。年々大変になっている。1回でも入れてほしいのが本音です
- 居場所
- 三条市にある地域活動支援センターが理想
- 日中もグループホームにいられるように

移動支援

- 有料でもいいので送迎バスがあると利用しやすい
- 余暇でも利用できるようにしてほしい

就労支援

- B型でも雇用契約したい。社会保険に入りたい
- 賃金の値上げ
- 仕事の説明を分かりやすくしてほしい

児童発達支援

- 児童発達支援事業所が加茂市にもあるといいと思う
- 加茂市内にこのサービスができたら利用したい
- 市外で利用しているので不便さを感じる
- 幼や保育園からも支援を受けたい子供がいると思うので、早期に作ってほしい

放課後等デイサービス

- 利用回数の制限の見直し
- 利用したいと思っているが施設が少ないまたは定員いっぱいのため利用できないことがある。施設や定員を増やしてほしい
- 高校卒業～20 歳まで利用可能に変更(理由)高校卒業後の交流の場として利用できたらいいと思います(メリット)18 歳以下の生徒は卒業後の現実を知ることができる(現実は思っていた以上に大変です)
- 放課後等デイサービスがあることを、学校にもっと伝えて勧めてほしい
- 児童の時に知っておきたかった
- 夏休み等の長期休み期間の際、利用時間が短くて困る。利用時間を長くする(平日と同じにする)
- 朝迎え9:00もう少し時間を長くお願いしたい
- 休日の早朝利用があると助かる

保育園

- 「㉔保育所等訪問支援」があるとよい。園内で障がい児に対しての適応差が欠けていたので、園に対して不快感や不信感を持ったため

問24. 同じ症状や、困り感を持った人たちで集まる交流会に関心がありますか。

「ある」と「どちらかといえばある」との回答の合計が179人(39.4%)となっていますが、「ない」と答えた方はそれを上回る 200 人(44.0%)となっています。

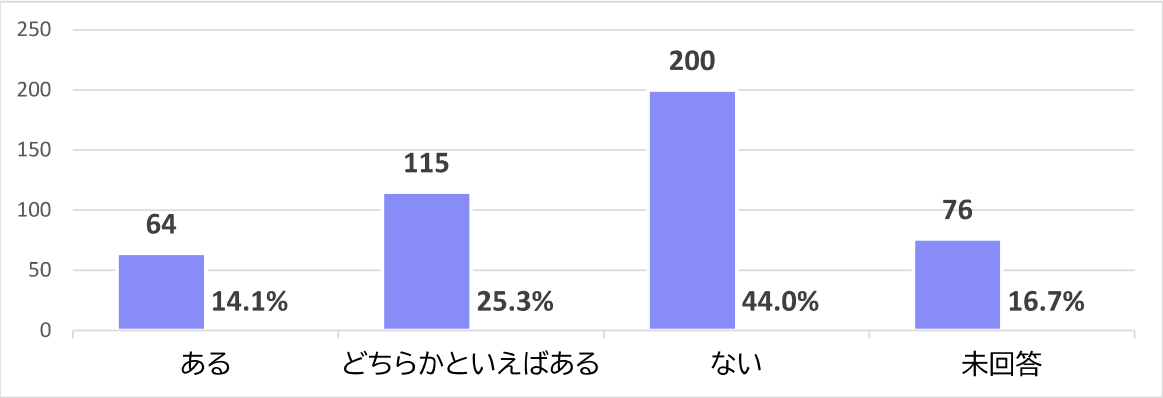

問25. あなたが障がいや困り感を持っていることを、地域や職場など周囲の人にわかってもらいたいと思いますか。

「わかってもらいたい」との回答が最も多く245人（53.8%）となっていますが、「知られたくない」と回答した方も109人（24%）となっています。

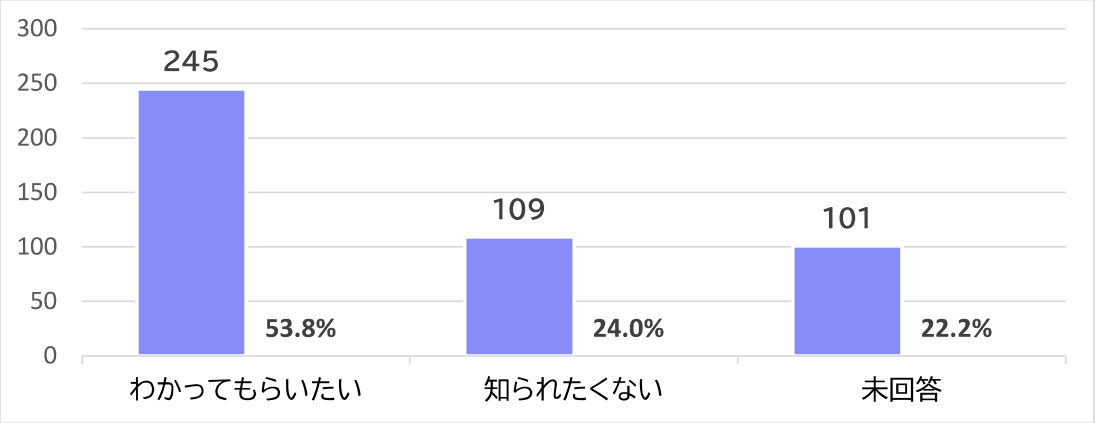

問26.「障害者差別解消法」という法律について、知っていますか。

障害者差別解消法の認知については、「知らない」と回答した方の302人（66.4%）が、「知っている」32人（7.0%）、「聞いたことはある」87人（19.1%）という肯定的な回答をした方を大きく上回りました。

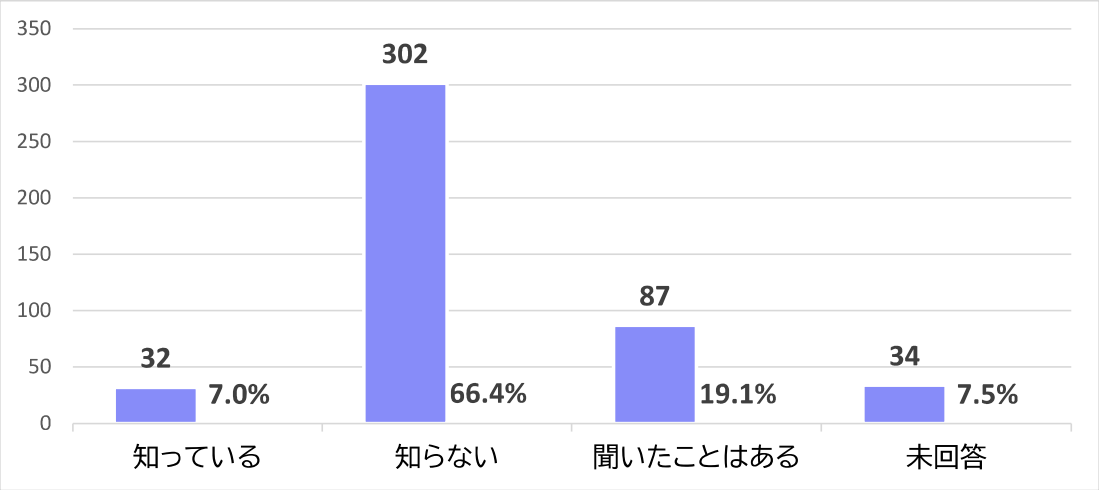

問27. 障がいを理由に嫌な思い(差別)を感じたことがありますか。

「ない」と回答した方 255 人(56.0%)が、「ある」と回答した方 151 人(33.2%)を上回りましたが、今後、加茂市が障害者差別解消法に関連した基本条例を制定するにあたり、差別解消の取組や、障がいのある人や障がいについての理解促進の取組を進めることで、将来、「ある」と回答する方が限りなく少なくなることを目指します。

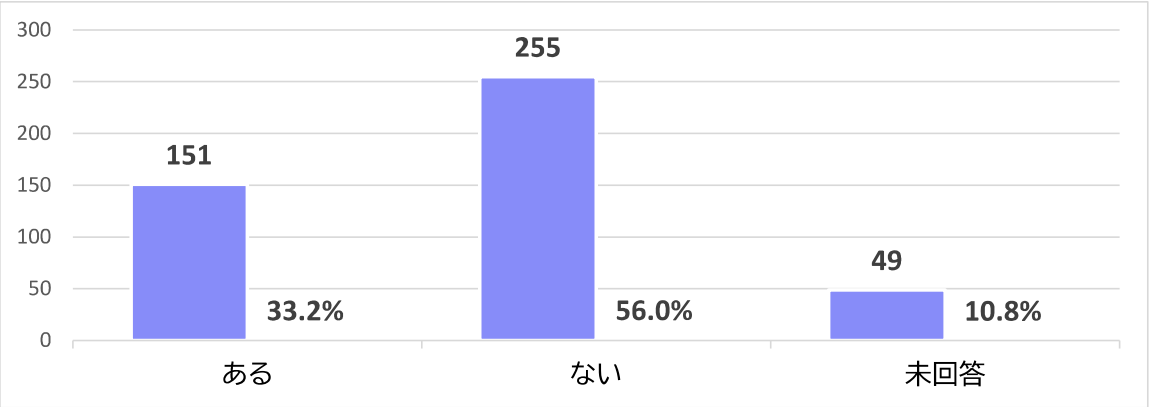

問31.　加茂市では、法律等のほかは、「障がい」と表記しています。その表記について、ご意見をお聞かせください。
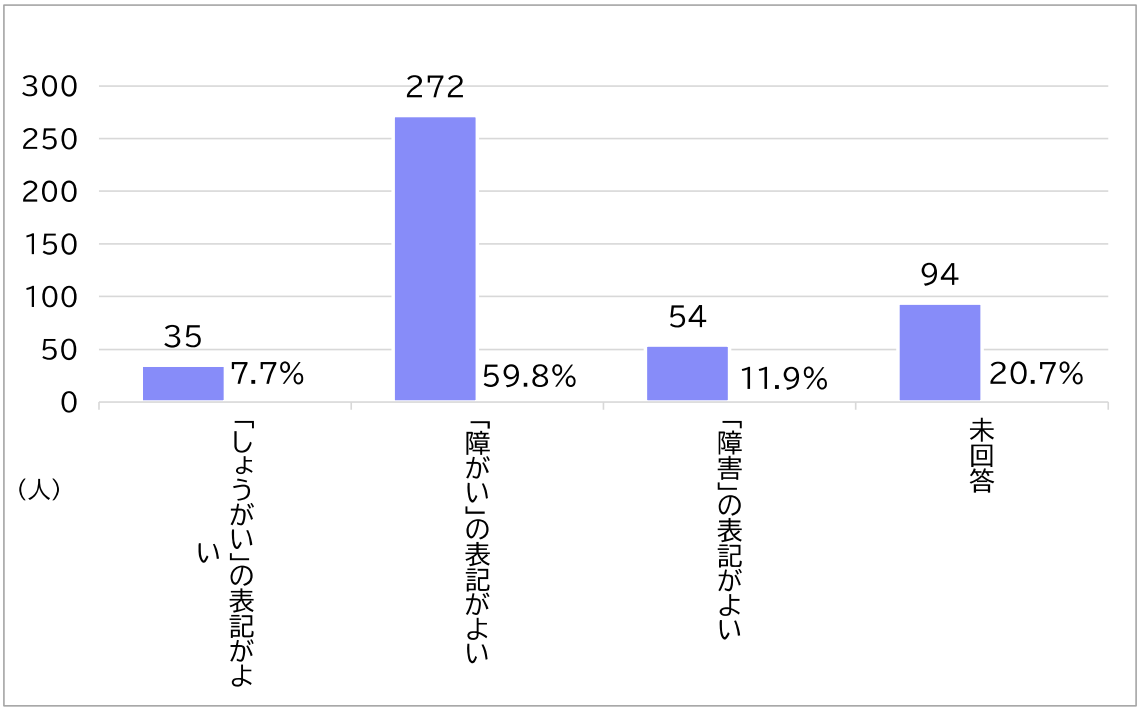
「しょうがい／障がい／障害」の表記のうち、「障がい」の表記がよいと回答した方が最も多く、全体の 59.8%を占めました。